

救急時医療情報閲覧の
オンライン資格確認等システムの導入に関する
システムベンダ向け技術解説書

【病院】

令和7年7月
厚生労働省医政局

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	内容
1.0	令和5年11月10日	—	初版作成
1.1	令和5年11月21日	表1.1-2、 表1.1-3、 表4.1.1 -1、表4. 1.4-1 等	マイナンバーカードによる患者特定のキー情報 が「個人単位被保険者番号」ではなく「資格確認 書等情報(保険者番号・被保険者証記号・番号(・ 枝番)、生年月日)」であることに伴う修正 ※別紙フローに平仄を合わせて修正
		全体	「患者の生命、身体の保護のために必要がある こと」を確認する記載について、医師の限定を削 除
		全体	その他システムに影響しない記載修正(誤字脱 字等)
1.2	令和6年2月7日	表4.1.4 -2	ユーザへ表示すべき注意事項・メッセージ内容、 及び例文を追記
		1.1	第20回健康・医療・介護情報利活用検討会医療 等情報利活用ワーキンググループ資料(出典3) を追記
		表4.1.4 -1	その他システムに影響しない記載修正(誤字脱 字等)
1.3	令和6年5月7日	表4.1.4 -1(2)、表 4.1.4-2	「(3)救急時医療情報閲覧に係る操作ログ管理 項目の追加」の改修項目に係る記載を更新
		表4.1.4 -3	救急用サマリー帳票レイアウト(サンプル)公開 に伴い、ユーザへ表示すべき注意事項・メッセー ジ内容及び例文を追記
		—	上記追記に伴い新規作成
1.4	令和6年9月13日	—	一部機能の仕様変更によりシステムの追加開発 が必要となったため、提供開始時期を令和6年 12月に変更。追加開発にあたり仕様・設計の見 直しを行うため、提供開始時点では、マイナ保険 証による本人確認での閲覧機能からリリースを 行う。これらに関する注記を追加。
		表1.1-2、 1.1-3、 表3-2	上記の変更に伴い、提供開始時期を令和6年12 月に変更。
		図3-1	上記変更に伴い、準備作業、導入作業のスケジュ ールを更新
		全体	文言の統一 ・マイナンバーカード⇒マイナ保険証 ・資格確認書等情報⇒被保険者番号等情報 ・検索/患者特定⇒本人確認

1. 5	令和7年7月31日	—	救急時医療情報閲覧に係る医療扶助のオンライン資格確認について、一部、通常のオンライン資格確認と異なる仕様へ改修する方針となり、令和7年12月にシステムリリース予定。これらに関する注記を追加。
		表1. 2-2	上記改修に伴い、医療扶助に関連する用語を用語の定義に追加。
		表2. 2. 5 - 2、表4. 1. 1-1、表 4. 1. 4-1	上記改修に伴い、注記を追加。

※ 版数は新規制定を第1.0版とし、改訂が発生した際は第1.1版と版数を上げる。

目次

救急時医療情報閲覧の オンライン資格確認等システムの導入に関する システムベンダ向け技術解説書	1
1. はじめに	4
1. 1 本書の趣旨	4
1. 2 技術解説書の構成と使い方	7
2. オンライン資格確認等システム導入による医療機関・薬局における変更点	9
2. 1 オンライン資格確認等に係る端末等の導入	9
2. 1. 1 マイナ保険証及び健康保険証によるオンライン資格確認等で利用する端末等	9
2. 2 レセプトコンピュータ・電子カルテシステム等の既存システムの改修	9
2. 2. 1 オンライン資格確認	9
2. 2. 2 診療・薬剤情報・特定健診等情報の閲覧	10
2. 2. 3 レセプト振替	10
2. 2. 4 共通補足	10
2. 2. 5 救急時医療情報閲覧 【新規追加】	10
2. 3 ネットワーク環境の整備	15
2. 3. 1 オンライン資格確認等に用いる回線の仕様	15
2. 3. 2 接続方式に応じたネットワーク連携のパターン	15
2. 3. 3 共通補足	15
2. 4 セキュリティ対策	16
2. 4. 1 オンライン資格確認等システムにおけるセキュリティ対策	16
2. 4. 2 ネットワークにおけるセキュリティ対策	16
2. 4. 3 医療機関（病院）におけるセキュリティ対策	16
2. 4. 4 共通補足	17
3. 作業の全体像	18
4. 準備作業	19
4. 1 パッケージソフトの改修	19
4. 1. 1 オンライン資格確認機能	19
4. 1. 2 診療・薬剤情報及び特定健診等情報閲覧	24
4. 1. 3 レセプト振替機能	24
4. 1. 4 救急時医療情報閲覧機能 【新規追加】	24
4. 2 医療機関（病院）システムベンダ向け接続テスト	31
5. 導入作業	32
5. 1 環境設定	32
5. 1. 1 ネットワークの設定	32
5. 1. 2 端末の設定	32
5. 2 パッケージソフトの適用	32
5. 3 オンライン資格確認等を利用した運用に向けた準備	32
5. 3. 1 業務フローの見直し	32
5. 3. 2 ルール等の見直し	32
5. 3. 3 間診票等の見直し	32
5. 4 運用テスト	32
6. その他	34

6. 1	医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの準拠	34
6. 2	院内/局内のセキュリティ対策の見直し	34
6. 3	オンライン請求の導入	34
6. 4	オンライン資格確認等の導入に伴う問合せ先	34

- 救急時医療情報閲覧機能について、令和6年10月から提供開始予定である旨のお知らせをしておりました。医療機関（病院）システム事業者の皆様には、開発等を進めていたところ大変恐縮ですが、一部機能の仕様変更により、システムの追加開発が必要となつたため、提供開始時期を令和6年12月に変更させていただくこととなりました。
- なお、追加開発にあたって仕様・設計の見直しを行っており、令和6年12月の提供開始時点では、マイナ保険証による本人確認での閲覧機能からリリースいたします。4情報、被保険者番号等による本人確認での救急時医療情報閲覧機能につきましては、リリース時期および、設計変更に伴う技術仕様の変更を改めてご連絡いたします。
- ※ 4情報、被保険者番号等による本人確認での救急時医療情報閲覧機能は段階的にリリースする予定です。システムへ実装いただきたい内容に変更はないため、本書の構成は変更しておりません。
- ※ 本書で案内している令和6年12月の提供開始時点では開放しない機能については、 **当該機能は段階的にリリースします** 等の注意書きを記載しておりますので、ご確認ください。
- ※ 医療扶助のオンライン資格確認において、未委託の医療機関で被保険者の資格確認が行われた場合、通常は被保険者の公費負担者番号及び受給者番号（以下、「受給者番号等」という。）は返却されませんが、未委託の医療機関でも救急時医療情報閲覧を利用可能とするため、救急時医療情報閲覧機能及び医療扶助のオンライン資格確認の利用をともに開始している医療機関（以下、「救急時医療情報閲覧及び医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関」という。）においては、未委託であっても受給者番号等が返却されるよう改修を行います。当該改修は、4情報、被保険者番号等による本人確認での救急時医療情報閲覧機能に先んじて、令和7年12月にリリースする予定です。なお、医療機関等ベンダ向け接続テストおよび、医療機関等運用テストに係るスケジュールや資材公開時期等は、別途、医療機関等ONSにてお知らせいたします。

1. はじめに

1. 1 本書の趣旨

本書は、既に運用が開始されているオンライン資格確認等について、意識障害等で患者意思を確認できない状況をはじめとした「患者の生命、身体の保護のために必要がある場合」において、マイナ保険証による同意取得が困難な場合でも医療情報閲覧利用（以下、「救急時医療情報閲覧」という。）を可能とするために、オンライン資格確認等システムが提供する機能及び病院のシステムベンダ（レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のシステムベンダが対象）が提供しているシステムに実装いただきたい内容等（※）を記載しています。

- ※ 救急時医療情報閲覧機能は、意識障害等で患者意思を確認できない状況をはじめとした「患者の生命、身体の保護のために必要がある場合」を対象とした仕組みであるため、主に救急患者を受け入れる一次救急～三次救急告示病院＋病院（以下、「病院」という。）を対象とした機能です。病院以外の医療機関等（診療所・薬局）には開放を想定しない機能となります。
- ※ 救急時医療情報閲覧機能は、極力本人同意の取得に努めた上で、本人同意を得られた場合だけではなく、本人同意を得ることが困難な場合（医療情報提供を拒否した場合も含む）にも利用可能です。
- ※ 救急時医療情報閲覧機能導入は、オンライン資格確認等システムが導入されていることが前提となります。これからオンライン資格確認等システムを新規導入する予定の病院については、まず「オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書（以下、「医療保険のオンライン資格確認の技術解説書」という。）を参照した上で、本書の内容を確認してください。
- ※ 実装いただきたい内容等については、病院のシステム構成や運用方法等によって異なりますが、本書では、基本となる構成等を想定して記載しています。適宜、病院の実情を踏まえて読み替えをお願いいたします。
- ※ **本書の構成は、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書の章や図表等を踏襲しつつ、救急時医療情報閲覧の導入に伴う差分を記述しています。**救急時医療情報閲覧で新規に追加された機能等は、図表の他文章等で詳細を記述しています。また医療保険のオンライン資格確認の技術解説書から変更がない内容については、本書で案内する医療保険のオンライン資格確認の技術解説書の対応箇所をご参照ください。

オンライン資格確認等システムでは、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書に加えて、「【別紙】オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書に係る、確認できる情報追加等の差分」「（訪問看護）オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」「医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に記載の通りの機能が提供されており、今回は救急時における医療情報閲覧機能を追加します。システムベンダにおいては、これらの機能を踏まえ、病院のシステムに効率よく提供、連携するためのシステム改修等を行っていただくこととなります。

救急時医療情報閲覧機能を病院が導入するに当たっては、システムベンダの協力が不可欠であることから、本書の内容を理解いただき、病院における環境整備に先立って、パッケージソフトの改修等の必要な準備作業を実施願います。

なお、救急時医療情報閲覧の基本的な考え方につきましては、「第13回医療等情報利活用ワーキンググループ資料（資料1）」（出典1）および、「第18回医療等情報利活用ワーキンググループ資料（資料1）」（出典2）、「第20回医療等情報利活用ワーキンググループ資料（資料1）」（出典3）をご参照ください。

（出典1） <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001024387.pdf>

（出典2） <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001144746.pdf>

（出典3） <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001195961.pdf>

図 0-1 医療機関・薬局の各システムにおける改修範囲

	オンライン 資格確認	診療／薬剤 情報閲覧	特定健診等 情報閲覧	レセプト振替	救急時 医療情報閲覧
病院	医事会計システム				○ (※)
	電子カルテシステム				○
診療所	レセプトコンピュータ				機能提供 対象外
	電子カルテシステム				機能提供 対象外
薬局	レセプトコンピュータ				機能提供 対象外
	調剤システム				機能提供 対象外

○：システム改修が必要/ (※)：システム改修要否の検討について、4. 1. 1章を参照ください

救急時医療情報閲覧の概要、および、本人確認方法別の医療情報閲覧の流れを以下に記載します。

表 1. 1-2 救急時医療情報閲覧の概要

運用開始時期	令和6年12月：救急時医療情報閲覧利用開始		
対象医療機関	全国の病院（一次～三次救急告示病院+病院）		
提供サービス	① 救急時医療情報閲覧機能	<p>受付時に登録した患者情報（被保険者番号等情報または4情報）をもとに、マイナ保険証による同意取得が困難な場合でも「救急時医療情報」を閲覧できる機能。</p> <p>※電子カルテシステム端末からの閲覧を前提とする（資格確認端末・医療情報閲覧端末からの閲覧機能は提供無し）。</p>	 <p>被保険者番号等情報または 4情報による本人確認機能 は段階的にリリースします</p>

表1. 1-3 救急時医療情報閲覧の流れ概要（本人確認方法別）

本人確認方法	情報照会 キー情報	情報閲覧の流れ [利用端末]	
		1) 本人確認	2) 救急時医療情報閲覧
マイナ 保険証	保険者番号・ 被保険者証記 号・番号(・ 枝番)、生年 月日	① 現行のオンライン資格確認機能を用いてマイナ保険証を読み取り、資格情報を取得[顔認証付きカードリーダー等] ② 病院情報システムに患者情報(キー情報)を登録[病院情報システム端末]	患者カルテから救急時同意情報の記録と合わせて(※1)救急時医療情報を照会し、閲覧[電子カルテ端末(救急時閲覧権限あり・二要素認証済)]
被保険 者番号 等情報  当該機能は 段階的に リリースします	保険者番号・ 被保険者証記 号・番号(・ 枝番)、生年 月日	① 現行のオンライン資格確認機能を用いて被保険者番号等の確認を実施 ② 病院情報システムに患者情報(キー情報)を登録[病院情報システム端末]	① 患者カルテから救急時同意情報の記録と合わせて(※1)救急時医療情報を照会 ② (患者が一意に特定出来ない場合のみ)検索結果の患者リストから閲覧対象患者を選択 ③ 救急時医療情報を閲覧[電子カルテ端末(救急時閲覧権限あり・二要素認証済)]
4情報  当該機能は 段階的に リリースします	氏名・生年月 日・性別・ 住所または保 険者名	病院情報システムに患者情報(キー情報)を登録[病院情報システム端末]	

(※1) オンライン資格確認等システムへの救急時医療情報照会時に、救急時同意情報を付与して照会することで、オンライン資格確認等システムへ救急時同意情報を記録する。また、救急時同意の状況は電子カルテシステムに記録いただく。(詳細は4.1. 4章参照)

本書の内容は、令和7年7月までの整理結果に基づいて病院のシステムベンダーにおける準備事項をまとめたものです。

また、病院向けに「【病院向け】救急時医療情報閲覧システムの導入に関する概要」等を作成し、周知を行います。

1. 2 技術解説書の構成と使い方

本書の構成は、以下のとおりです。必要に応じて詳細内容は別添で示します。

表 1. 2-1 本書の構成及び概要

分類	概要	
本書	病院の既存システムがオンライン資格確認等システムと接続し救急時医療情報閲覧機能を使用するに当たり、既存システムの改修すべき内容、テスト、想定される導入作業等を記載し、システムベンダが準備作業内容を把握するための情報とする。	
別紙	救急時医療情報閲覧に係る業務フローを記載。	
別添	既にオンライン資格確認の導入対応を行っているシステムベンダが救急時医療情報閲覧機能の導入対応を行う場合に追加で対応すべき箇所を記載。	
関連	外部インターフェイス仕様書(救急時医療情報)	救急時医療情報に係るインターフェイス項目仕様（情報提供項目含む）、ファイル形式、マイナ保険証処理ソフト、オンライン資格確認等連携ソフトの提供機能範囲等について記載。

表 1. 2-2 用語の定義

救急時医療情報閲覧で新規に登場する用語は下記のとおりです。

用語	内容
4情報	以下の4つの情報。 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所 または 保険者名称
被保険者番号等情報	以下の3つの情報。 ① 保険者番号（患者が被保護者の場合は公費負担者番号） ② 被保険者証記号・番号・枝番（患者が被保護者の場合は受給者番号） ③ 生年月日
救急用サマリー	診療／薬剤情報・特定健診情報等、現行で閲覧可能な医療情報をもとに救急時用に編集された情報。

用語	内容
救急時医療情報	救急時医療情報閲覧機能として提供する医療情報。患者に紐づいた帳票として以下内容が提供される。 <ul style="list-style-type: none"> 救急用サマリー ※救急時に期間等を編集 診療／薬剤情報・特定健診等情報・電子処方箋管理サービスに登録された処方情報および調剤情報等、現行で閲覧可能な医療情報 ※オンライン資格確認等システムとして提供可能な期間・項目等の全量を提供可能とする
救急時同意情報	救急時医療情報閲覧にあたり記録(※)した同意実施状況。「同意あり」または「同意取得困難」で記録する。なお、同意取得困難とは、本人同意を求めて同意しない場合を含む。(※)オンライン資格確認等システムへの救急時医療情報照会時に、救急時同意情報を付与して照会することで、オンライン資格確認等システムへ救急時同意情報を記録する。また、救急時同意の状況は電子カルテシステムに記録いただく。(詳細は4. 1. 4章参照)
救急時医療情報閲覧権限（救急時閲覧権限）	医師等の各電子カルテシステムアカウントに対して、救急時医療情報閲覧を可能とする権限（施設管理者が付与する権限）。
医療扶助	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者（被保護者）に対して、医療の給付を行う制度。
被保護者	生活保護の受給者。
公費負担者番号	福祉事務所等の公費負担医療の実施機関単位で付番される8桁の番号。 ※福祉事務所ごとに1つの公費負担者番号を持つ運用が基調であるが、一部の福祉事務所では1つの福祉事務所で複数の公費負担者番号が利用されている。
受給者番号	被保護者に個人単位で付番される7桁の番号。 ※1つの公費負担者番号の中で一意になる番号として管理される。
委託先医療機関・薬局	生活保護法に基づき、福祉事務所から被保護者の医療を委託された医療機関（病院・診療所）、薬局。本紙における未委託の表記は、医療機関等が上記の委託を福祉事務所から受けていない状態を意味する。

2. オンライン資格確認等システム導入による医療機関・薬局における変更点

2. 1 オンライン資格確認等に係る端末等の導入

2. 1. 1 マイナ保険証及び健康保険証によるオンライン資格確認等で利用する端末等

2. 1. 1 章の差分として、オンライン資格確認等連携ソフトの機能の差分について掲載しています。

オンライン資格確認等連携ソフトの機能（差分）は以下のとおりです。

表2. 1. 1-2 オンライン資格確認等連携ソフトの主な機能（差分）

機能	概要
4 情報による本人確認（患者情報取得）  当該機能は段階的にリリースします	4情報をキーとして、患者情報（照会番号、保険者番号、保険者名、被保険者証記号・番号・枝番、氏名、生年月日、性別、住所等）を取得する。 ※患者に有効な資格情報が無い場合、直近有効であった資格情報等を取得する（救急時医療情報照会要求時のキー情報とする）。
救急時医療情報の取得	救急時医療情報取得依頼ファイル（保険者番号、被保険者証記号・番号・枝番、および救急時同意情報等を記載）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムへ救急時医療情報を照会要求・取得し、ファイルで出力する。 ※一定時間で削除する仕組みを実装する。

2. 2 レセプトコンピュータ・電子カルテシステム等の既存システムの改修

2. 2. 1 オンライン資格確認

2. 2. 1 章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

※補足：マイナ保険証による本人確認・被保険者番号等情報による本人確認は、既に外来で運用開始済みのオンライン資格確認の仕組みをご利用ください。詳細は、別紙業務フローをご参照ください。

2. 2. 2 診療・薬剤情報・特定健診等情報の閲覧

2.2.2章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

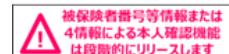
2. 2. 3 レセプト振替

2.2.3章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

2. 2. 4 共通補足

2.2.4章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

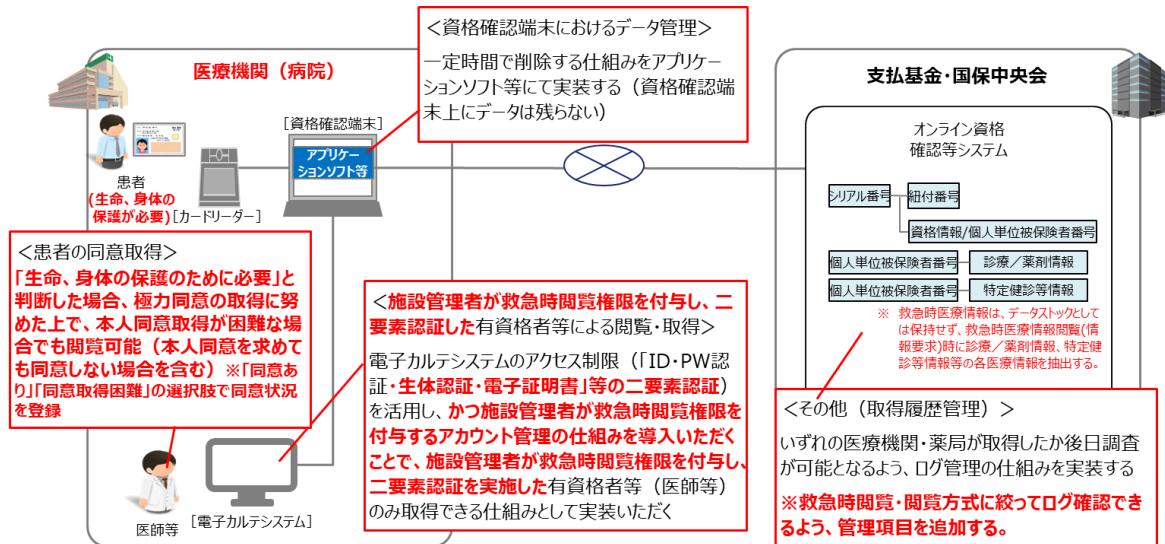
2. 2. 5 救急時医療情報閲覧 【新規追加】



救急時医療情報の閲覧に際しては、病院を対象として、意識障害等で患者意思が確認できない状況をはじめとした「患者の生命、身体の保護のために必要がある場合」に、マイナ保険証による同意取得が困難な場合でも医療情報を閲覧可能な仕組みとします（マイナ保険証を携帯している場合はマイナ保険証による本人確認、マイナ保険証を携帯していない場合は被保険者番号等情報・4情報による本人確認の後、医療情報閲覧を可能とします）。そのため、閲覧可能者の権限管理をより強める観点から、通常の医療情報閲覧（診療／薬剤情報、特定健診等情報等）に加えて以下の仕組みを導入します。

施設管理者が権限付与した有資格者等（医師等）のみ救急時医療情報閲覧を可能とし、令和9(2027)年度に向けた医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠する仕組みで、救急時医療情報閲覧実施の際には電子カルテシステムのアクセス制限に二要素認証を前提とします。また、意識障害等で患者意思が確認できない状況を踏まえて、同意記録の方式（同意選択肢等）を変更します。詳細は図2.2.5-1を参照ください。

図2.2.5-1 救急時医療情報を安全に閲覧するための考え方
(診療／薬剤情報、特定健診等情報を安全に閲覧するための考え方からの差分)

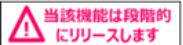
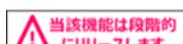


※既存のオンライン資格確認等システム（診療／薬剤情報、特定健診等情報等）から異なる個所については赤字で記載しております。

閲覧までの流れとしては、マイナ保険証・被保険者番号等情報・4情報のいずれかの情報で本人確認後、特定した患者情報をもとに電子カルテシステムからオンライン資格確認等システムへ救急時同意情報の記録と合わせて（※1）救急時医療情報を照会要求・出力します。表2.2.5-2の通り、本人確認方式ごとに閲覧の流れ概要・連携イメージを記載します。※上述の通り、救急時医療情報閲覧権限を付与されており、かつ、二要素認証実施済みであることを前提とします。

表2.2.5-2 本人確認方式ごとの救急時医療情報閲覧

本人確認方式	救急時医療情報閲覧の流れ概要
マイナ保険証による本人確認（患者情報取得） ※PIN無し認証	<ul style="list-style-type: none"> 現行のオンライン資格確認機能を用いてマイナ保険証をカードリーダーで読み取り、患者情報（照会番号、保険者番号、被保険者証記号・番号・枝番、生年月日等）を取得する。 ※未委託の医療機関で被保護者の資格確認が行われた場合、通常は受給者番号等は返却されないが、救急時医療情報閲覧及び医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関には未委託であっても受給者番号等が返却される。 「患者の生命、身体の保護のために必要があること」を確認の上、閲覧にあたり極力本人同意の取得に努める（口頭同意可）。 取得された患者情報をもとに、患者カルテから救急時同意情報の記録と合わせて（※1）救急時医療情報を照会要求する。 救急時医療情報を閲覧する。

本人確認方式	救急時医療情報閲覧の流れ概要
被保険者番号等情報による本人確認（患者情報取得）  当該機能は段階的にリリースします	<ul style="list-style-type: none"> 現行のオンライン資格確認機能を用いる等して医事会計システムにて患者の被保険者番号等情報を登録する。 「患者の生命、身体の保護のために必要があること」を確認の上、閲覧にあたり極力本人同意の取得に努める（口頭同意可）。 登録された被保険者番号等情報をもとに、患者カルテから救急時同意情報の記録と合わせて（※1）救急時医療情報を照会要求する。※必要がある場合、電子カルテに登録の被保険者番号等情報を編集した上で検索する。 （患者が一意に特定出来ない場合のみ）検索結果の患者リストから閲覧対象患者を選択する。 ※検索結果が6件以上、または、0件の場合、エラー情報のみ返却され、患者情報は返却されないため、電子カルテ側で再検索を促すメッセージ等を表示する。 救急時医療情報を閲覧する。
4情報による本人確認（患者情報取得）  当該機能は段階的にリリースします	<ul style="list-style-type: none"> 医事会計システムで患者の4情報を登録する。 「患者の生命、身体の保護のために必要があること」を確認の上、閲覧にあたり極力本人同意の取得に努める（口頭同意可）。 登録された4情報をもとに、患者カルテから救急時同意情報の記録と合わせて（※1）救急時医療情報を照会要求する。※必要がある場合、電子カルテに登録の4情報を編集した上で検索する。 （患者が一意に特定出来ない場合のみ）検索結果の患者リストから閲覧対象患者を選択する。 ※検索結果が6件以上、または、0件の場合、エラー情報のみ返却され、患者情報は返却されないため、電子カルテ側で再検索を促すメッセージ等を表示する。 救急時医療情報を閲覧する。

（※1）オンライン資格確認等システムへの救急時医療情報照会時に、救急時同意情報を付与して照会することで、オンライン資格確認等システムへ救急時同意情報を記録する。また、救急時同意の状況は電子カルテシステムに記録いただく。（詳細は4.1. 4章参照）

図2.2.5-3 電子カルテシステム端末にて救急時医療情報閲覧を行う連携イメージ（救急時マイナ保険証による本人確認（PIN無し認証）の場合）

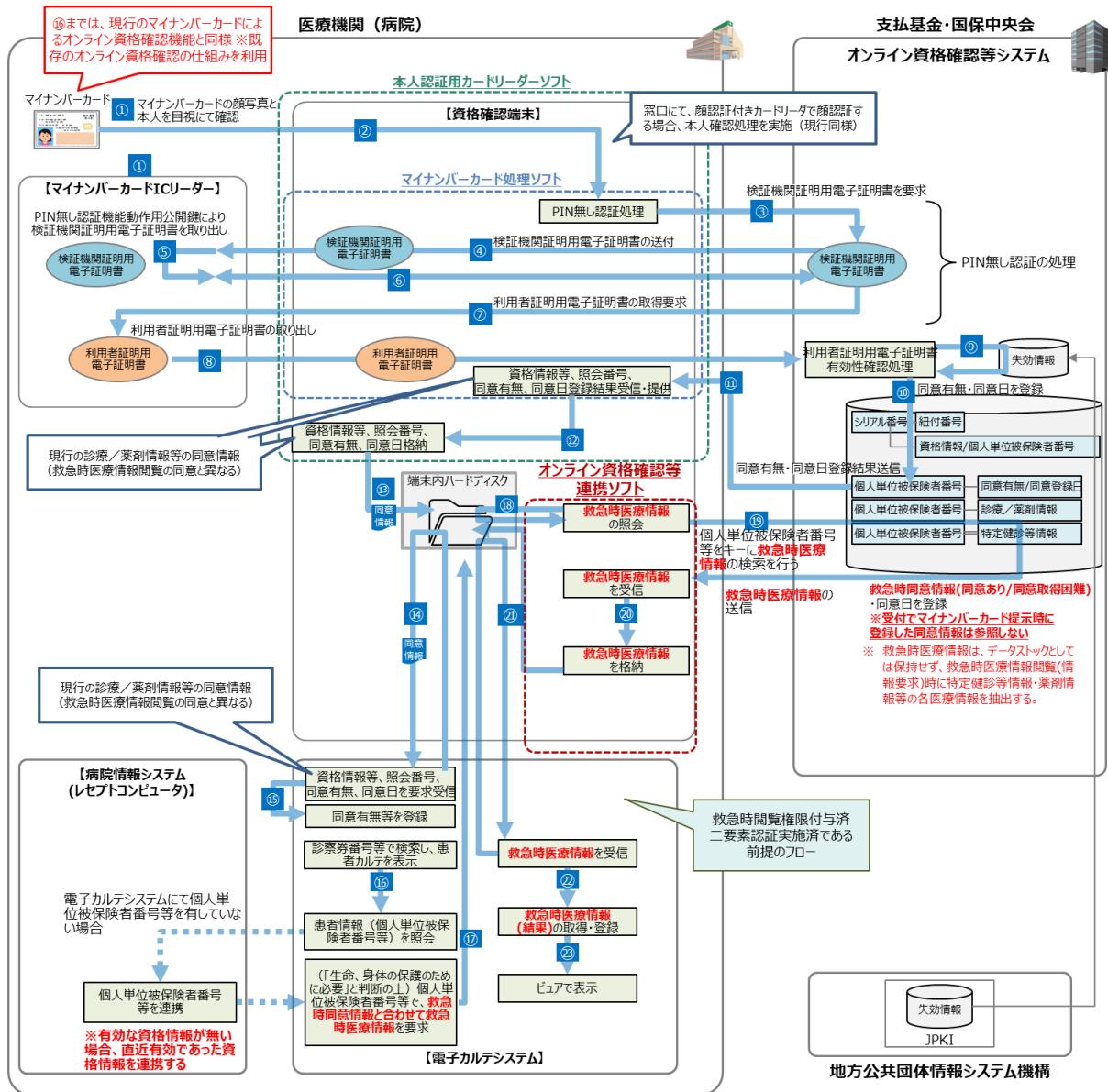


図2.2.5-4 電子カルテシステム端末にて救急時医療情報閲覧を行う連携イメージ（被保険者番号等情報による本人確認の場合）

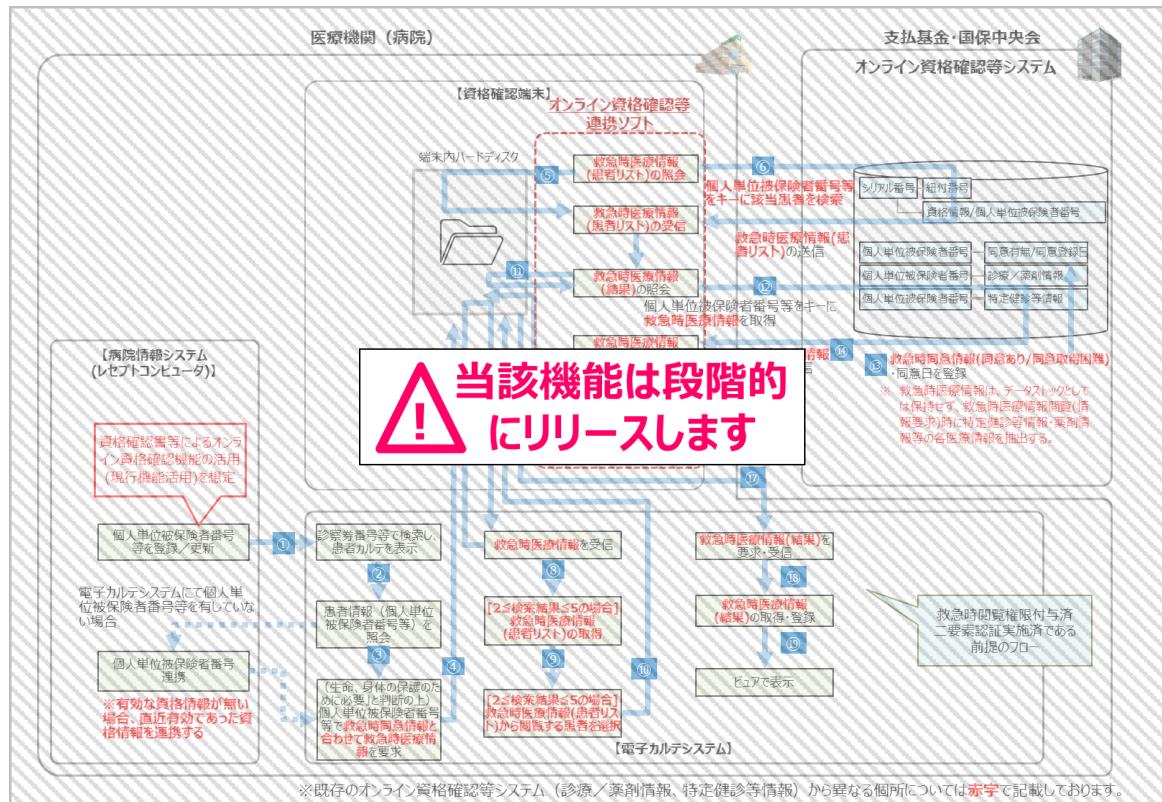
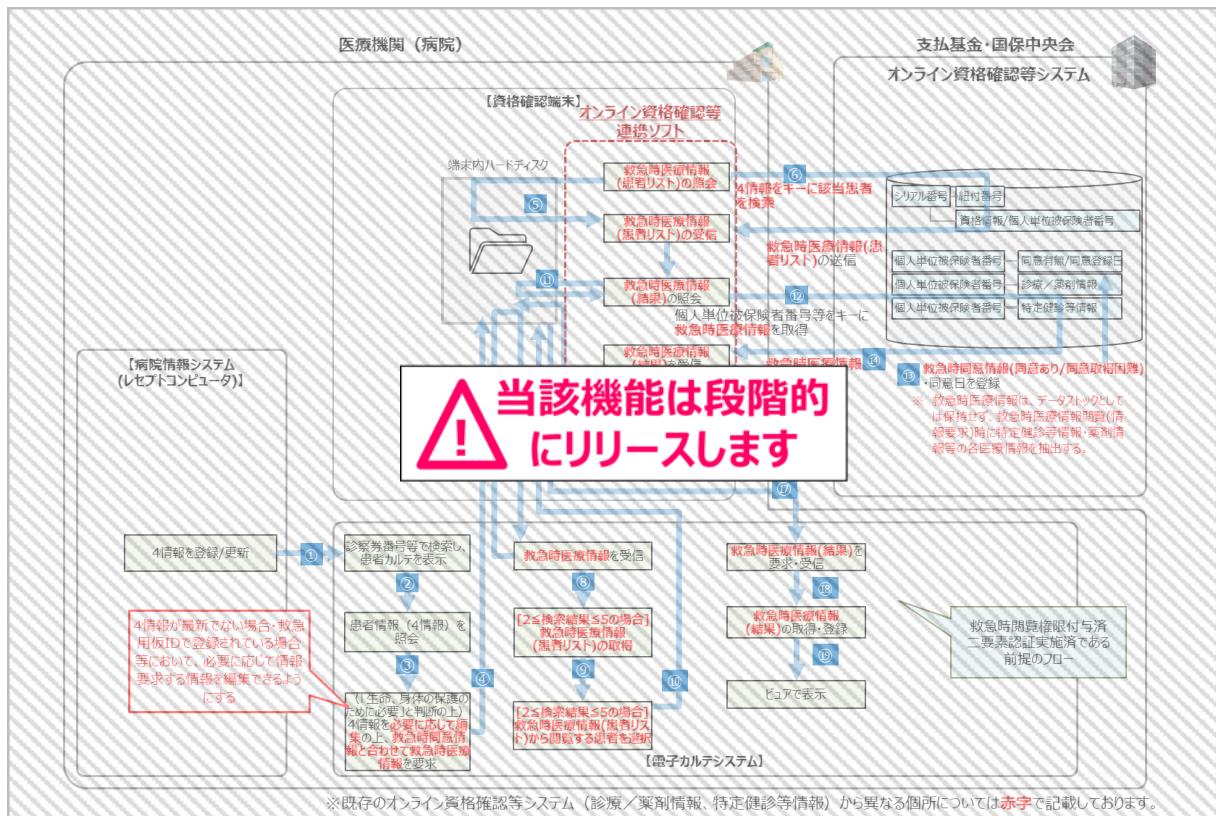


図2.2.5-5 電子カルテシステム端末にて救急時医療情報閲覧を行う連携イメージ（4情報による本人確認の場合）



2. 3 ネットワーク環境の整備

2. 3. 1 オンライン資格確認等に用いる回線の仕様

2. 3. 1 章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

2. 3. 2 接続方式に応じたネットワーク連携のパターン

2. 3. 2 章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

2. 3. 3 共通補足

2. 3. 3 章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

2. 4 セキュリティ対策

2. 4. 1 オンライン資格確認等システムにおけるセキュリティ対策

2. 4. 1 章の差分として、2. 2. 5 章で取り上げた電子カルテシステム側における救急時医療情報閲覧権限および二要素認証について、オンライン資格確認等システム（サーバ側）におけるアクセス・利用制限の仕組みの説明を補記しています。

図 2. 4. 1-1 オンライン資格確認等システムにおける主なセキュリティ対策
(差分)

アクセス・利用制限	<ul style="list-style-type: none">情報資産へのアクセスを許可された者のみに限定するため、利用する主体（職員、システム運用要員、医療機関・薬局）を識別するための認証を行う。 ➢ 救急時医療情報閲覧については、電子カルテシステム側で救急時閲覧権限付与済み・二要素認証実施済みであることが病院からの照会要求の情報に含まれていることを確認後に、救急時医療情報を返却する。管理者に対するアクセス制御を検討し、内部の要員によるデータ漏えいを防止する仕組みを実現する。
-----------	---

※既存のオンライン資格確認等システム（診療・薬剤情報／特定健診等情報）から異なる個所については赤字で記載しております。

2. 4. 2 ネットワークにおけるセキュリティ対策

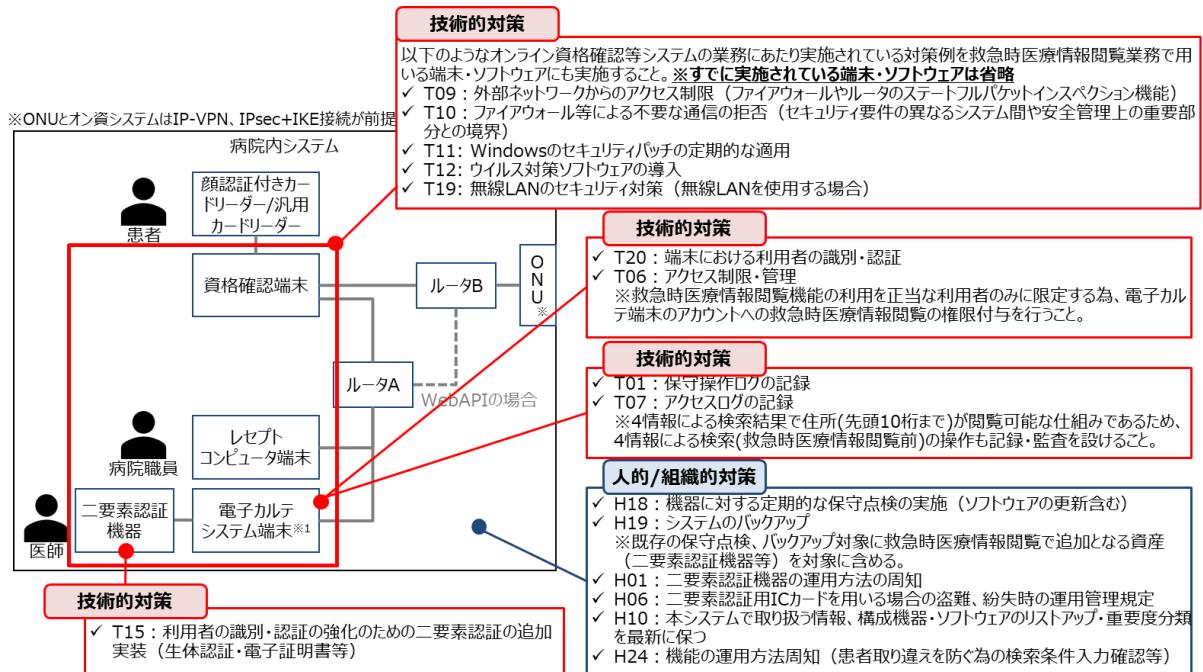
2. 4. 2 章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

2. 4. 3 医療機関（病院）におけるセキュリティ対策

2. 4. 3 章の差分として、救急時医療情報閲覧機能を導入する病院においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」に準拠し、必要なセキュリティ対策を行っていただく必要があります。

各病院においてセキュリティ対策を検討する際の参考に、医療保険の技術解説書で示す「基本的な構成例」に対するセキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例（医療保険の技術解説書におけるセキュリティ対策例から、救急時医療情報閲覧機能が追加された場合の差分）を医療機関等 ONS 上で公開しています。なお、オンライン資格確認等システムを基本的な構成で導入される場合においての病院における主なセキュリティ対策例を以下に示します。

図2.4.3-1 医療機関（病院）における主なセキュリティ対策例
(IP-VPN 接続方式・IPsec+IKE 接続方式の場合)



2.4.4 共通補足

2.4.4章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

3. 作業の全体像

3章の差分として、救急時医療情報閲覧の利用開始に向けたロードマップと主なマイルストンがあります。

病院において救急時医療情報閲覧機能を利用開始するためには、病院のシステムベンダにおいて、病院における環境整備に先立ち、既存システムを改修していく必要があります。救急時医療情報閲覧の実現に向け、既存システムの改修（準備作業）の実施をお願いいたします。

令和6年12月からの救急時医療情報閲覧機能の利用開始に向けて、病院のシステムベンダにて対応いただきたいスケジュールは以下のとおりです。

図3-1 救急時医療情報閲覧の利用開始に向けたロードマップ

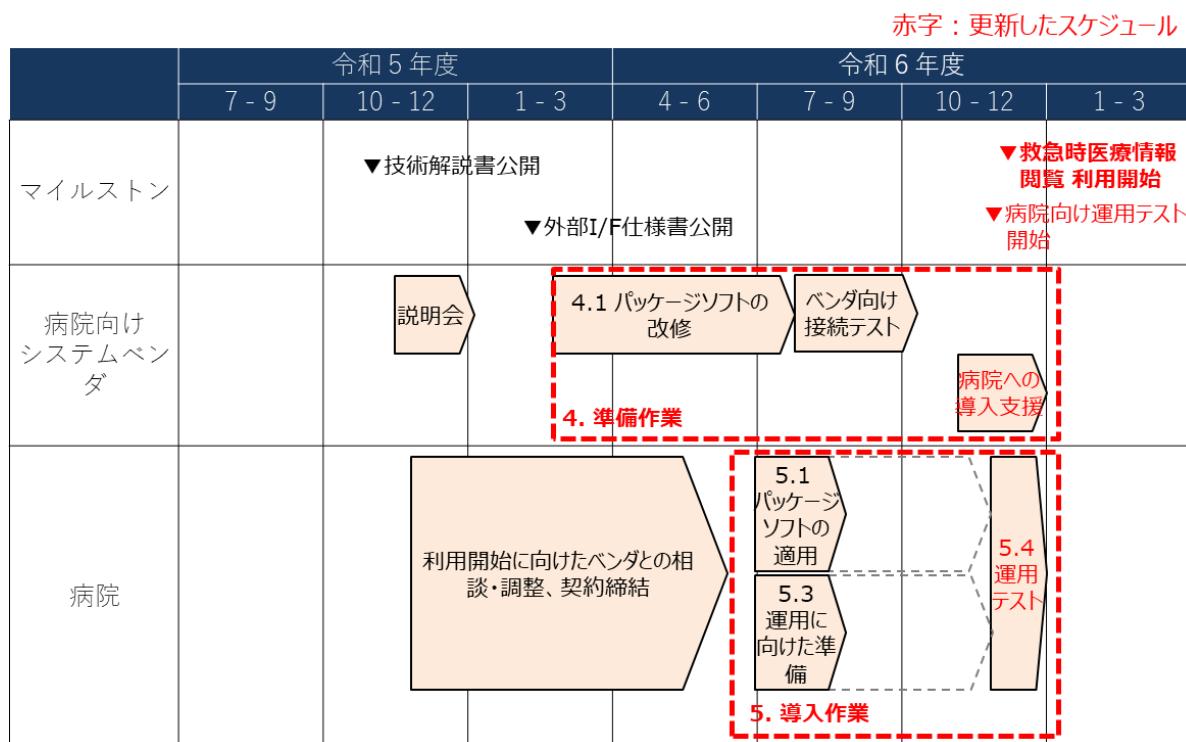


表3-2 主なマイルストン

	マイルストン	概要	時期
①	救急時医療情報閲覧開始	病院にて救急時医療情報閲覧ができるようになります。	令和6年12月

なお、各種情報の共有は医療機関等ONSにて行います。

4. 準備作業

4. 1 パッケージソフトの改修

4. 1. 1 オンライン資格確認機能

4. 1. 1 章の差分として、オンライン資格確認機能に係る改修内容があります。

病院において救急時医療情報閲覧機能を利用するため、システムベンダにて改修が必要と想定される内容を記載します。

- ※ パッケージソフトごと又は病院ごとにレセプトコンピュータ/電子カルテシステムの仕様等が異なると想定されることから、2. 2「レセプトコンピュータ等の既存システムの改修」に記載された代表的な連携パターンを前提とした場合に想定される一例を記載します。
- ※ 記載している改修内容以外の機能についても、病院のニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

表4. 1. 1-1 オンライン資格確認機能に係る改修内容

※ 既存のオンライン資格確認等システムから異なる箇所については赤字で記載しています。

改修概要	主な改修点	
	分類	改修項目
(1) 健康保険証情報の項目追加  当該機能は段階的にリリースします	レセプトコンピュータ	<p>枝番を入力する項目を追加すること。</p> <p>(レセプトコンピュータにてカルテ1号用紙を印刷している場合) カルテ1号用紙のフォーマットに枝番を入力する項目を追加すること。</p> <p>「直近有効であった個人単位被保険者番号」等の項目を追加すること。</p> <p>※資格確認の結果、資格情報が無効の場合、直近有効であった個人単位被保険者番号等をもとに救急時医療情報照会要求を行うことが可能のため、レセプトコンピュータないしは電子カルテシステムに救急時医療情報を照会できる形で保有することをご検討ください。</p>

改修概要	主な改修点	
	分類	改修項目
		<p>なお、直近有効であった資格が医療扶助の資格である場合、通常は受給者番号等は返却されませんが、救急時医療情報閲覧及び医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関には受給者番号等が返却されるため、個人単位被保険者番号等と同様の取り扱いとしてください。</p>
	<p>(健康保険証情報を連携している場合) 電子カルテシステム</p>	<p>枝番を入力する項目を追加すること。</p> <p>「直近有効であった個人単位被保険者番号」等の項目を追加すること。</p> <p>※資格確認の結果、資格情報が無効の場合、直近有効であった個人単位被保険者番号等をもとに救急時医療情報照会要求を行うことが可能のため、救急時医療情報を照会できる形で保有することをご検討ください。</p> <p>なお、直近有効であった資格が医療扶助の資格である場合、通常は受給者番号等は返却されませんが、救急時医療情報閲覧及び医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関には受給者番号等が返却されるため、資格確認端末からレセプトコンピュータ経由で受給者番号等が連携された場合、個人単位被保険者番号等と同様の取り扱いとしてください。</p>

改修概要	主な改修点	
	分類	改修項目
	(健康保険証情報を連携している場合) 調剤システム	枝番を入力する項目を追加すること。
(2) マイナ保険証によるオンライン資格確認情報等の取込機能の追加	(健康保険証情報を連携している場合) 部門システム	枝番を入力する項目を追加すること。
	レセプトコンピュータ	<p>資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ資格情報等を取得要求し、受信すること。</p> <p>受信した資格情報等の取得結果（表示内容：有効、無効等のステータス）を表示すること。</p> <p>（受信した資格情報等の取得結果が有効であった場合）受信した資格情報等にて更新すること。</p> <p>※未委託の医療機関で被保護者の資格確認が行われた場合、通常は受給者番号等は返却されないが、救急時医療情報閲覧及び医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関には受給者番号等が返却されるため、この場合は、当該受給者番号等を新しい情報として更新すること。</p> <p>（受信した資格情報等の取得結果が無効であった場合）患者情報として「直近有効であった個人単位被保険者番号」等を保持していない場合、受信した資格情報等にて更新すること。</p> <p>※直近有効であった個人単位被保険者番号等をもとに救急時医療情報照会要求を行うことが可能のため、レセプトコンピュータないし</p>

改修概要	主な改修点		
	分類	改修項目	
			は電子カルテシステムに救急時医療情報を照会できる形で保有することをご検討ください。なお、直近有効であった資格が医療扶助の資格である場合、通常は受給者番号等は返却されませんが、救急時医療情報閲覧及び医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関には受給者番号等が返却されるため、個人単位被保険者番号等と同様の取り扱いとしてください。
(3)	健康保険証によるオンライン資格情報等の取込機能の追加  当該機能は段階的にリリースします	レセプトコンピュータ	<p>(新患) 健康保険証によるオンライン資格確認用の入力画面を表示し、資格情報等の照会要求（入力情報：保険者番号、被保険者証記号・番号、枝番（任意）、生年月日、資格確認日）をすること。</p> <p>(2回目以降) 該当患者の資格情報等画面から資格情報等の照会要求（入力情報：保険者番号、被保険者証記号・番号、枝番（任意）、生年月日、資格確認日）をすること。</p> <p>資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ資格情報等を取得要求し、受信すること。</p> <p>受信した資格情報等の取得結果（表示内容：有効、無効等のステータス）を表示すること。</p> <p>(受信した資格情報等の取得結果が有効であった場合) 取得した資格情報等を登録・更新すること。</p>

改修概要	主な改修点		
	分類	改修項目	
			<p>(受信した資格情報等の取得結果が無効であった場合) 患者情報として「直近有効であった個人単位被保険者番号」等を保持していない場合、受信した資格情報等にて更新すること。</p> <p>※直近有効であった個人単位被保険者番号等をもとに救急時医療情報照会要求を行うことが可能のため、レセプトコンピュータないしは電子カルテシステムに救急時医療情報を照会できる形で保有することをご検討ください。</p>
(4)	四八五〇のマク	(4) (5) (6) は救急時医療情報閲覧では改修対象外	<p>によるオンライン照会番号、新規取得した資格情報等を登録・照会番号を送信すること。</p> <p>(マイナ保険証によるオンライン資格確認) 取得した資格情報等の照会番号情報をレセプトコンピュータ内の患者情報と紐付けすること。</p> <p>(健康保険証によるオンライン資格確認) 照会番号を送信すること。</p>
(5)	限度額適用認定証等情報の取込機能の追加	レセプトコンピュータ	<p>資格情報等画面から限度額適用認定証等の情報の照会要求をすること。</p> <p>資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ限度額適用認定証等の情報を取得要求し、受信すること。</p> <p>受信した限度額適用認定証等情報の取得結果を表示すること。</p>

改修概要	主な改修点	
	分類	改修項目
	受信した限度額適用認定証等の情報を登録・更新すること。	
(6) 事前確認における一括照会の機能の追加	レセプトコンピュータ	事前確認用の一括照会リスト作成すること。
		一括照会リストを照会要求すること。
		一括照会受付番号を取得すること。
		一括照会受付番号にて照会結果の取得要求すること。
		資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ一括照会結果を取得要求し、受信すること。
		一括照会結果を表示すること。
	(保険者変更がなく、追加情報を取得した場合) 照会番号で該当患者を紐付けし、該当患者の資格情報を更新すること。	

詳細は、外部インターフェイス仕様書（オンライン資格確認）として医療機関等 ONS 上で公開しています。

4. 1. 2 診療・薬剤情報及び特定健診等情報閲覧

救急時医療情報閲覧の導入にあたり診療・薬剤情報・特定健診情報閲覧機能は改修対象外です。

4. 1. 3 レセプト振替機能

救急時医療情報閲覧の導入にあたりレセプト振替機能は改修対象外です。

4. 1. 4 救急時医療情報閲覧機能【新規追加】

病院において救急時医療情報閲覧を利用するため、システムベンダにて改修が必要と想定される内容を記載します。

※ パッケージソフトごと又は医療機関・薬局ごとに電子カルテシステム、調剤システム等の仕様等が異なると想定されることから、2. 2「レセプトコンピュータ等の既存システムの改修」に記載された代表的な連携パターンを前

提とした場合に想定される一例を記載します。

※ 記載している改修内容以外の機能についても、病院のニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

表4. 1. 4-1 救急時医療情報閲覧に係る改修内容

改修概要	主な改修点	
	分類	改修項目
(1) 権限・認証管理	電子カルテシステム	管理者の電子カルテシステムアカウント管理において、各電子カルテシステムアカウントに救急時医療情報閲覧権限を付与する管理項目を追加すること。
		救急時医療情報閲覧権限が付与されていないアカウントにおいては、救急時医療情報閲覧の照会要求を不可とすること。
		(現行の電子カルテシステムにて未実装の場合) 電子カルテシステムのアクセス制限の仕組みとして二要素認証を実装すること。
		二要素認証を実施していないアカウントにおいては、救急時医療情報閲覧の照会要求を不可とすること。
(2) 救急時医療情報閲覧機能の追加	電子カルテシステム	該当患者の照会に必要な情報（入力情報：被保険者番号等情報または4情報）をレセプトコンピュータから取得すること。 ※有効な資格情報が無い場合は「直近有効であった資格情報(個人単位被保険者番号等)」を取得すること。 ※未委託の医療機関で被保護者の資格確認が行われた場合、通常は受給者番号等は返却されないが、救急時医療情報閲覧及び医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関には受給者番号等が返却されるため、資格確認端末からレセプトコンピュータ経由で受給者番号等が連携された場

改修概要	主な改修点	
	分類	改修項目
		<p>合、未委託の場合でも、受給者番号等を取得すること。</p> <p>救急時医療情報は、医療機関コード・被保険者番号等情報または4情報・救急時医療情報閲覧権限有無の申告情報(※1)・認証実施の申告情報(※2)・救急時同意情報(※3)等をもとに照会要求すること。</p> <p>(※1) 表4. 1. 4-1の(1)を参照 (※2) 二要素認証でどの認証を実施したかの情報(指紋・顔・HPKI カード等)。 (※3) 極力本人同意の取得に努めた上で、「同意あり」または「同意取得困難」の同意情報をオンライン資格確認等システムへ記録する。</p>
		<p>救急時医療情報閲覧にあたり、「患者の生命、身体の保護のために必要」と判断したこと、口頭等で同意を得たまたは同意取得困難であったことを電子カルテシステムに記録すること。</p> <p>被保険者番号等情報が取得済みの場合は被保険者番号等情報、未取得の場合は4情報または被保険者番号等情報で照会要求すること。 ※未取得の場合、4情報または被保険者番号等情報のどちらで照会要求するかユーザが選択可能とすること。</p>
		<p>救急時医療情報の照会要求前に、ユーザが照会キー情報の確認(※1)、および、照会注意事項(※2)が確認できるようにすること。</p> <p>(※1) 現場の運用を考慮して必要な場合は、患者カルテの被保険者番号等情報・4情報を訂正の上照会要求できるような仕組みとすること。</p>

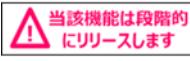
改修概要	主な改修点	
	分類	改修項目
		<p>(※2) 表示すべき注意事項例は表 4. 1. 4-2 を参照</p> <p>救急時医療情報の照会要求前に、照会キー情報の入力漏れを防ぐような仕組み(入力チェック等)を実装すること。</p> <p>資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ救急時医療情報を取得要求し、受信すること。</p> <p>(救急時医療情報照会要求による患者検索結果が 0 件または 6 件以上の場合) 条件を再指定し再検索を促すメッセージ等(※1)を表示すること。</p> <p>(※1) 表示すべきメッセージ例は表 4. 1. 4-2 を参照</p> <p>(救急時医療情報照会要求による患者検索結果が 2 件以上 5 件以下の場合) 検索結果の患者一覧を受信・表示し、ユーザが閲覧対象患者を注意事項を踏まえた上で(※1)選択の上、再度照会要求できるようにすること。</p> <p>(※1) 表示すべき注意事項例は表 4. 1. 4-2 を参照</p> <p>取得した救急時医療情報を該当患者のカルテ情報等に追加・更新すること。</p> <p>該当患者のカルテ情報等に救急時医療情報の照会結果を表示すること。 ※照会結果とあわせて表示すべき注意事項例は表 4. 1. 4-2 を参照</p>
(3) 救急時医療情報閲覧に係る操作ログ管理項目の追加	電子カルテシステム	<p>救急時医療情報・資格情報をオンライン資格確認等システムへ照会要求・閲覧した操作について、操作者(電子カルテシステムユーザ ID 等)・操作日時・操作端末・対象患者情報(電子カルテシステム患者 ID・個人単位被保険者番号等)・救急時同意情報・本人確認方式(マイ</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">  被保険者番号または4情報による本人確認機能は段階的にリリースします </div>

改修概要	主な改修点	
	分類	改修項目
		<p>ナ保険証・被保険者番号等情報・4情報)・救急時医療情報の種別(救急用サマリー等)をログに記録すること。</p> <p>※被保険者番号等情報・4情報による検索の操作過程(検索結果が2~5件の場合の資格情報の表示等)についても上記項目をログに記録すること。</p>

詳細は、外部インターフェイス仕様書(救急時医療情報)として医療機関等ONS上で公開しています。

表4.1.4-2 救急時医療情報閲覧に際して
ユーザへ表示すべき注意事項・メッセージ内容・例

表示タイミング	ユーザへ表示すべき注意事項 ・メッセージ内容	例文
救急時医療情報照会要求前 (被保険者番号等情報による本人確認・4情報による本人確認実施直前)  当該機能は段階的にリリースします	<ul style="list-style-type: none"> 救急時医療情報閲覧にあたり、患者の生命、身体の保護のために必要であることを確認すること。 救急時医療情報照会要求後、オンライン資格確認等システム内における患者検索の結果、該当者が1件に特定された場合、該当者の医療情報が表示されるのと合わせて、当医療機関が閲覧した履歴について当該患者のマイナポータルから確認可能な状態になること。 	<p>「注意事項を確認の上、照会する」ボタン押下後、オンライン資格確認等システムに問い合わせを行い該当者が1件だった場合、該当者の医療情報が表示されます。</p> <p>※患者の生命、身体の保護のために必要であることを確認の上、閲覧してください。</p> <p>※閲覧した場合、当医療機関が閲覧した履歴について当該患者のマイナポータルから確認可能な状態になります。</p>

表示タイミング	ユーザへ表示すべき注意事項 ・メッセージ内容	例文
救急時医療情報照会要求による患者検索結果が0件または6件以上の場合  当該機能は段階的にリリースします	<ul style="list-style-type: none"> 検索結果を踏まえて、条件を見直して再照会の必要があること。 資格情報なし（過去の資格履歴もなし）の場合は0件となるケースがあること オンライン資格確認対象外の保険に加入している場合は0件となるケースがあること 	<ul style="list-style-type: none"> (0件の場合)入力された条件では0件です。条件を見直して再検索してください。 (0件の場合)現在有効な資格がなく、過去の資格履歴もない場合は該当なしとなり、0件となる場合があります。 (0件の場合)オンライン資格確認対象外の保険に加入している方は該当なしとなり、0件となる場合があります。 (6件以上の場合)入力された条件では該当件数が多すぎます。条件を見直して再検索してください。
救急時医療情報照会要求による患者検索結果が2件以上5件以下の場合（検索結果の患者一覧表示時）  当該機能は段階的にリリースします	<ul style="list-style-type: none"> 条件追加して再検索することで、閲覧患者を1件に絞り込むことを推奨すること。 絞り込みが困難でやむをえない場合は、患者一覧から医療情報閲覧対象患者の選択が可能であるが、閲覧した場合、当医療機関が閲覧した履歴が当該患者のマイナポータルから確認可能な状態となること。 	複数件ヒットしました。「条件再指定の上、再検索する」のボタンから条件の見直しを行い、閲覧患者の絞り込みを行ってください。 絞り込みが困難でやむをえない場合は、閲覧ボタンを押すことで医療情報の閲覧が可能ですが、閲覧した場合、当医療機関が閲覧した履歴が当該患者のマイナポータルから確認可能な状態となります。
救急時医療情報（救急用サマリー等）照会結果表示時 ※救急用サマリーPDF版には当該例文に準じた注記が表示されます。救急用サマリーをXMLで表示する場合、	<ul style="list-style-type: none"> 救急時医療情報（救急用サマリー、診療／薬剤情報）には、レセプトに基づく情報・電子処方箋管理サービスに登録された情報が混在しており、表示有無の性質の違い・表示までのタイムラグ・表示期間の違い等を認識し、閲覧いただく必要があること。 	<ul style="list-style-type: none"> この救急時医療情報は、表示対象期間のレセプトに基づく診療行為及び医薬品情報、また、電子処方箋管理サービスに登録された調剤結果情報を表示しています。但し、一部は表示されない場合があります。（紙レセプトや包括の場合など、診療行為/医薬品が表

表示タイミング	ユーザへ表示すべき注意事項 ・メッセージ内容	例文
および、救急用サマリー以外の救急時医療情報表示する場合において当該注意事項表示をご検討ください。		<p>示されない場合があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当項目(例:受診歴)は、直近●年分/●か月分/直近●日分の記録を表示しています。 項目ごとの表示期間・タイムラグは、表4.1.4-3参照。

表4.1.4-3 救急時医療情報 表示項目ごとの表示期間

表示項目	救急時医療情報	
	救急用サマリー	診療／薬剤情報
受診歴(注1)	3か月	5年
電子処方箋情報	45日	100日
薬剤情報(注1)	3か月	5年
手術情報(注1)	5年	5年
診療情報(透析含む)(注1)	3か月	5年
特定健診等情報	健診実施日を表示	5年

(注1) レセプトに基づく情報のため、原則毎月11日以降に前月分の情報が更新され、更新分を含む上記の期間が遡って表示されます(情報保存期間内での表示)。詳細は、「第20回医療等情報利活用ワーキンググループ資料(資料1)」(出典3)をご参照ください。

4. 2 医療機関（病院）システムベンダ向け接続テスト

病院向け接続テスト要件及びテスト環境に係る詳細は、病院向け接続テスト計画書として後日医療機関等 ONS 上で公開予定です。

5. 導入作業

5. 1 環境設定

5. 1. 1 ネットワークの設定

5. 1. 1 章は医療保険のオンライン資格確認の技術解説書から変更がない/文言の読み替える内容となるため、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

5. 1. 2 端末の設定

5. 1. 2 章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

5. 2 パッケージソフトの適用

導入している病院の既存のレセプトコンピュータ、電子カルテシステムに救急時医療情報閲覧に係る機能を適用してください。

5. 3 オンライン資格確認等を利用した運用に向けた準備

5. 3. 1 業務フローの見直し

病院において、救急時医療情報閲覧機能を踏まえて、現行業務フローを必要に応じて変更することとなります。救急時医療情報閲覧機能適用後に想定される業務フロー(代表例)は、別紙「救急時医療情報閲覧に係る業務フロー」をご参照ください。

5. 3. 2 ルール等の見直し

病院において、救急時医療情報閲覧権限等にかかるセキュリティポリシー等の規定を、救急時医療情報閲覧の利用に伴う内容に応じて適宜更新することとなります。

5. 3. 3 問診票等の見直し

5. 3. 3 章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください。

5. 4 運用テスト

5. 4 章には新規に追加された差分として、病院向け運用テストの実施概要があります。

実際の業務フローの流れでオンライン資格確認等システムと病院のシステムが正常に運用できるか、運用テストを実施してください。

図5. 4-1 病院向け運用テストの実施概要

内容

スコープ	<ul style="list-style-type: none">病院のシステム
実施期間	<ul style="list-style-type: none">令和6年11月下旬から実施予定
目的	<ul style="list-style-type: none">各病院で想定される業務シナリオが正常に実施できることを確認する。
参加機関	<ul style="list-style-type: none">実施機関（支払基金）オンライン資格確認が稼働する病院
システム及び 使用環境 [システム 保有者]	<ul style="list-style-type: none">オンライン資格確認システム/接続検証環境 [支払基金]病院のシステム（病院のシステムに依存）
実施事項	<ul style="list-style-type: none">各医療機関等において、マイナ保険証を使用してオンライン資格確認を実施する。マイナ保険証による個人単位被保険者番号等から救急時医療情報を閲覧する。
使用データ	<ul style="list-style-type: none">支払基金が準備したテストデータ（内部データとして、被保険者番号を使用）
テスト内容	<p>病院で利用する以下の機能を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 資格確認機能（マイナ保険証） 資格情報検索（シリアル番号）○ 救急時医療情報閲覧機能（マイナ保険証による本人確認）

6. その他

6. 1 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの準拠

救急時医療情報閲覧を導入する病院においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版」に準拠し、必要なセキュリティ対策を行っていただく必要があります。特に、令和9年度に向けた最低限のガイドライン先行導入として、二要素認証の実施を救急時医療情報閲覧の前提としています。

6. 2 院内/局内のセキュリティ対策の見直し

6.2章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください

6. 3 オンライン請求の導入

6.3章は救急時医療情報閲覧にかかる機能変更・追加は無いため、医療保険版の技術解説書から変更はありません。必要に応じて、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書をご参照ください

6. 4 オンライン資格確認等の導入に伴う問合せ先

先行するオンライン資格確認等システムの導入に伴いシステムベンダ向けHP（医療機関等ONS）を開設し、本書の内容等について、Webフォームによる問い合わせの受付を行っています。

アカウント発行を希望されるシステムベンダは、以下宛先へアカウント発行申請の連絡をお願いします。

なお、医療機関等ONSは、オンライン資格確認等システムの医療機関・薬局への導入に従事するシステムベンダに対し、環境整備やシステム改修を行う上で必要な情報等の提供及び問い合わせ受付を行うものです。

登録には一定の審査があり、場合によってはアカウント発行をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

医療機関等ONSアカウント発行申請先：vender_onsinf@ssk.or.jp

※保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）または日本歯科コンピュータ協会に所属していないベンダーである場合、その旨ご記載いただくようお願いします。